

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用徴収、仮退院の許可に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉県知事は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用徴収、仮退院の許可に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

千葉県知事

## 公表日

令和3年10月6日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用徴収に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という)第27条第1項又は第2項の規定に基づき、精神保健福祉法第22条から第26条の3の申請等により、精神保健指定医の診察を行っている。</li><li>・精神保健福祉法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定に基づき、精神保健福祉法第27条第1項、第2項及び第29条の2第1項の診察の結果、入院措置が必要である方に対して入院措置の決定、その入院措置に係る移送又はその入院措置の解除に関する事務を行っている。</li><li>・精神保健福祉法第31条の規定に基づき、措置入院に係る費用の徴収に関する事務を行っている。</li><li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。①入院措置の決定②その入院措置の解除に関する決定③費用徴収額の決定</li></ul>
③システムの名称	精神障害者福祉統合管理システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
診察台帳ファイル・措置台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法 第9条第1項 別表第1の14の項</li><li>・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第14条1号</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第8号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 提供しない (別表第2における情報照会の根拠) :22の項、23の項、24の項</li><li>・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第2の主務省令における情報提供の根拠) :提供しない (別表第2の主務省令における情報照会の根拠) :第15条各号、第16条、第17条各号</li></ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	千葉県健康福祉部障害者福祉推進課精神通報対応班
②所属長の役職名	千葉県健康福祉部障害者福祉推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎4階 千葉県健康福祉部障害者福祉推進課精神通報対応班 043-223-2396

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

